

第1日

平成27年12月4日（金）

午前10時零分開会

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。

これより平成27年第5回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から12月18日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの15日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

7番堀尾俊浩議員

8番今福勝義議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告3件、議案12件の送付を受けたほか、請願書1件を受理いたしました。

これらを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成27年第5回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、報告について3件、専決処分について1件、補正予算について3件、条例の一部改正及び条例の制定について3件、市道路線の廃止及び認定について各1件、指定管理者の指定について1件、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の事務の変更及び規約の変更について1件、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の財産処分について1件、合計15件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第17号から報告第19号までの専決処分の報告につきましては、交通事故及び樹木の枝折れ事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

次に、第76号議案平成27年度朝倉市一般会計補正予算第2号に係る専決処分につきまし

ては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業を推進するに当たり、予算の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、補正予算3件について説明申し上げます。

第77号議案平成27年度朝倉市一般会計補正予算第3号につきましては、私立保育園措置委託料のほか、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合施設改修に伴う負担金、法改正等に伴うシステム改修経費、その他緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ6,946万8,000円を追加し、予算総額を299億4,315万円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合のトイレ改修経費、行政不服審査法改正に備えるシステム改修経費、公職選挙法改正に伴うシステム改修経費として678万6,000円を計上いたしました。

民生費では、私立保育園措置委託料、介護保険特別会計への繰出金として6,008万2,000円を計上いたしました。

教育費では、南陵中学校校舎のトイレ等を設置する経費として260万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として地方交付税2,384万7,000円、国庫支出金3,062万1,000円、県支出金1,500万円を計上いたしました。

第78号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計補正予算第2号につきましては、保険事業勘定において介護予防・日常生活総合事業開始に伴うシステム改修経費等について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ64万8,000円を追加し、予算総額を55億7,008万8,000円といたしました。

また、介護サービス事業勘定においては介護予防ケアプラン委託料について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算総額を2,351万3,000円といたしました。

第79号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算第1号につきましては、収益的収入及び支出におきまして人事異動等による給与費について補正するものでありまして、収益的支出271万6,000円を増額し、支出合計を1億2,407万3,000円といたしました。

次に、第80号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたこと等に伴い、規定の整備を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

第81号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定介護予防支援事業者の指定申請及び指定更新申請に係る審査手数料について定めたいので、この

条例を制定しようとするものであります。

第82号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第83号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第84号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第85号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市杷木物産館条例第3条及び朝倉市杷木農業公園条例第4条の規定に基づき、朝倉市杷木物産館及び朝倉市杷木農業公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第86号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更について並びに第87号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分につきましては、平成28年4月1日から甘木・朝倉広域市町村圏事務組合で処理する甘木・朝倉市町村会館の設置及び運営管理に関する事務を廃止すること並びに甘木・朝倉広域市町村圏事務組合共有山林基金を廃止することに伴い、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務を変更し及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約を変更するため並びにこのことによる財産処分について定めるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(浅尾静二君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案の質疑は、11日の本会議において行います。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。7番堀尾俊浩議員。

(7番堀尾俊浩君登壇)

○7番(堀尾俊浩君) それでは、27請願第3号T P P環太平洋連携協定に関する請願書

について説明いたします。

T P Pの交渉については、アメリカ、アトランタで開催されたT P P閣僚会合において関係国で大筋合意に達したことは発表されております。新聞やテレビ等では輸出拡大の好機と捉え歓迎の声を伝えていますが、農林水産物のうち実に8割を超える品目の関税が撤廃されることが明らかになっております。また、いわゆる重要5品目においても、その3割で関税を撤廃するとともに、新たな関税割り当て枠の設定や関税率の段階的引き下げなど、大幅な譲歩が受け入れられることになりました。

今回のT P P交渉が大筋合意に至ったことを受け、安倍総理は国家100年の計であり、私たちの生活を豊かにしてくれると意義を強調していましたが、大筋合意でされた内容について農業の現場では将来への不安を持っております。

請願といたしまして、地域経済や地域農業に与える影響などの早急なる情報の提供、それから国会での十分な審議、そして長期的な農業政策の確立を行うことなどを要望しております。

議員の皆様におかれましては何とぞ御賛同賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わります。

(7番堀尾俊浩君降壇)

○議長(浅尾静二君) 以上で紹介議員の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時14分散会